

ホーム	手続き・料金	水質・水源	くらしと水道	水道事業紹介	広報・広聴	事業者の皆さまへ
-----	--------	-------	--------	--------	-------	----------

トップページ > プレス発表 > プレス発表(平成29年度) > 下水道局施設内での配管の誤接続による水質事故(臭気)の発生について

プレス発表

[プレス発表\(平成29年度\)](#)

[プレス発表\(平成28年度\)](#)

[プレス発表\(平成27年度\)](#)

[プレス発表\(平成26年度\)](#)

[プレス発表\(平成25年度\)](#)

[プレス発表\(平成24年度\)](#)

[プレス発表\(平成23年度\)](#)

[プレス発表\(平成22年度\)](#)

[プレス発表\(平成21年度\)](#)

[プレス発表\(平成20年度\)](#)

お客さまセンター

23区のお引越し

> [水道局お客さまセンター](#)

多摩地区のお引越し

> [水道局多摩お客さまセンター](#)

プレス発表

読み上げる

平成29年9月12日
水道局

下水道局施設内での配管の誤接続による水質事故(臭気)の発生について

下水道局施設内の配管の誤接続により、水道水に臭気を感じる事故が発生したのお知らせです。

記

1 発生年月日

平成29年9月10日(日曜日)15時00分頃(お客さまからの第一報時刻)

2 事故箇所

足立区中川5丁目の一部

3 事故の概要

水道水から臭気が発生

4 発生原因

近隣の下水道局中川水再生センター敷地内における、給水管と三次処理水の配管との誤接続による配水管への逆流

5 影響区域

足立区中川5丁目の一部(最大27件)

6 経過

9月10日(日) 15時頃 お客さまから水道局お客さまセンターへ第一報
15時40分頃 当局職員が現地にて濁りと臭いを確認
16時頃~ 消火栓からの排水作業及び原因の調査を開始
20時頃 給水車到着
22時頃 水質検査の結果、臭いが残るため、周辺に給水車の水を配布
9月11日(月) 1時頃~ 継続的に排水作業、水質検査及び原因調査を実施
※ 水道水の安全性を確保するための残留塩素は一貫して検出されており、また臭いも5時以降はなくなったが、念のため給水車からの給水を継続
11時~12時30分頃 原因と思われる配管を発見し、接続部を切り離し引き続き、逆流した原因を調査
18時40分頃 水質検査の結果、異常ないことを確認
19時20分頃 お客さまへ飲用再開の個別広報開始
9月12日(火) 12時頃 下水道局による委託会社へのヒヤリングの結果、逆流の原因を特定

7 お客さまへの対応等

影響区域のお客さまにつきましては、個別に事故原因等をご説明させていただきます。該当のお客さまには、ご迷惑、ご心配をおかけして申し訳ございません。

なお、お客さまに配水した水は常に水道水に求められる0.1mg/L以上の塩素濃度が確保されており、塩素により消毒されていることから、飲用しても健康についての影響はありません。

問い合わせ先

水道局給水部給水課

電話: 03-5320-6476

表示: [パソコン](#) [テキスト](#) [携帯サイトのご案内](#)

[サイトポリシー](#) [よくある質問](#) [お問い合わせ](#)

東京都水道局

Copyright © Bureau of Waterworks Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.

[English](#)[東京都](#)[文字サイズ・色合い変更](#)[検索する](#)[下水道局について](#)[くらしと下水道](#)[事業案内](#)[事業者の皆さまへ](#)[ご相談窓口](#)[トップページ](#)[新着情報](#)[平成29年\(2017\)](#)[三次処理水配管と水道の給水管との誤接続について](#)

○ 三次処理水配管と水道の給水管との誤接続について

プレスリリース 平成29年09月12日 下水道局

中川水再生センター内に位置する「中川建設発生土改良プラント（足立区中川5-1-1）」において、場内清掃等に使用している下水の三次処理水配管と水道の給水管との誤接続に起因して近隣にお住いの皆様にご不便とご不安をおかけしましたので、下記のとおりお知らせいたしますとともに、心よりお詫び申し上げます。

1.経過等

- (1) 平成29年9月10日、東京都足立区中川地先のお客さまより水道局へ「水道水から異臭がする」との連絡があり、翌11日、水道局より下水道局に対して「中川水再生センター」内の状況を調査するよう依頼がありました。
- (2) 至急、現場調査した結果、東京都下水道サービス(株)に運営を委託している「中川建設発生土改良プラント」で使用している三次処理水※配管と水道の給水管を、同社が当局に無断で誤接続させていることが判明しました。このため、同日11時に接続箇所のバルブを閉塞するとともに、12時30分に誤接続を解消いたしました。

※三次処理水

中川水再生センターで処理し塩素を入れた二次処理水を、繊維ろ過でさらに高度に処理したもの

2.調査結果

委託会社にヒアリングした結果、以下の事項が判明しました。

- (1) 「中川建設発生土改良プラント」では、三次処理水を車両の洗浄及びトイレ洗浄等にも利用していましたが、センター内の工事等で、三次処理水の供給が停止することがありました。このため、平成24年にトイレ改修を行った際、トイレ洗浄水の量を確保するため、三次処理水配管と水道の給水管を誤接続させました。
- (2) 通常、三次処理水配管のバルブを閉じておりましたが、9月10日にバルブを開けてトイレ排水管の掃除を行い、バルブを閉め忘れたことが判明しました。
- (3) このため、給水管が接続している水道よりも水圧の高い三次処理水が、給水管から水道管に逆流したと考えられます。

※水道局にて近傍の消火栓から採水した水を検査した結果、飲用可の結果がでております。

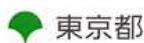
3.今後の対応

- (1) 近隣にお住いの皆様に、今回の内容等について丁寧に説明しお詫び申し上げます。
- (2) 他の施設でも誤接続がないか当局施設の一斉点検を実施しています。
- (3) 今後、同様の誤接続を未然に防ぐため、再発防止を徹底してまいります。

○ お問い合わせ先

建設部工務課

03-5320-6668

[お問い合わせ \(アースくんメール\)](#)[サイトマップ](#)[サイトポリシー](#)[アクセシビリティ方針](#)[個人情報保護方針](#)

Copyright © Bureau of Sewerage Tokyo Metropolitan Government. All rights reserved.

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抄）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第二百九条の二の五 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

一～八（略）

2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第三条第九項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第三号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。

二～六（略）

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第一項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

一～四（略）

五 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件（昭和50年建設省告示第1597号）（抄）

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第二百九条の二の五第二項第六号及び第三項第五号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第二 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

一～五（略）

六 排水再利用配管設備（公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水する前に排水を再利用するために用いる排水のための配管設備をいう。以下この号において同じ。）

イ 他の配管設備（排水再利用設備その他これに類する配管設備を除く。）と兼用しないこと。

ロ 排水再利用水の配管設備であることを示す表示を見やすい方法で水栓及び配管にするか、又は他の配管設備と容易に判別できる色とすること。

ハ 洗面器、手洗器その他誤飲、誤用のおそれのある衛生器具に連結しないこと。

ニ 水栓に排水再利用水であることを示す表示をすること。

ホ 塩素消毒その他これに類する措置を講ずること。